



徳島地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示
徳島労働局一般公示第4号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金及び徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、徳島県の区域内で、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業若しくは電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの団体を含む。)は、下記「徳島地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年7月17日

徳島労働局長 亀井 崇

記

徳島地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、徳島県の区域内で、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業若しくは電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、徳島県の区域内で、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業若しくは電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和7年8月7日

(3) 推薦書の提出先

徳島労働局労働基準部賃金室(徳島市徳島町城内6番地6)

別紙様式

令和 年 月 日

徳島労働局長 亀 井 崇 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地名称、代表者職氏名）

徳島地方最低賃金審議会 徳島県 { はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 }

最低賃金専門部会の〔労働者代表／使用者代表〕委員の候補として、下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現職（現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること）	略 歴

内 諾 書

徳島労働局長 亀 井 崇 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、徳島地方最低賃金審議会 徳島県

{ はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 } 最低賃金専門部会委員

に任命されましたときは、就任することを内諾します。

履 歴 書

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
現 住 所	
電 話	

		最 終 学 歴
年	月	
年	月	
		職 歴
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名